

2015年3月（日本国大使館）

安 全 情 報

～2014年中におけるカンボジア国内交通事故発生状況～

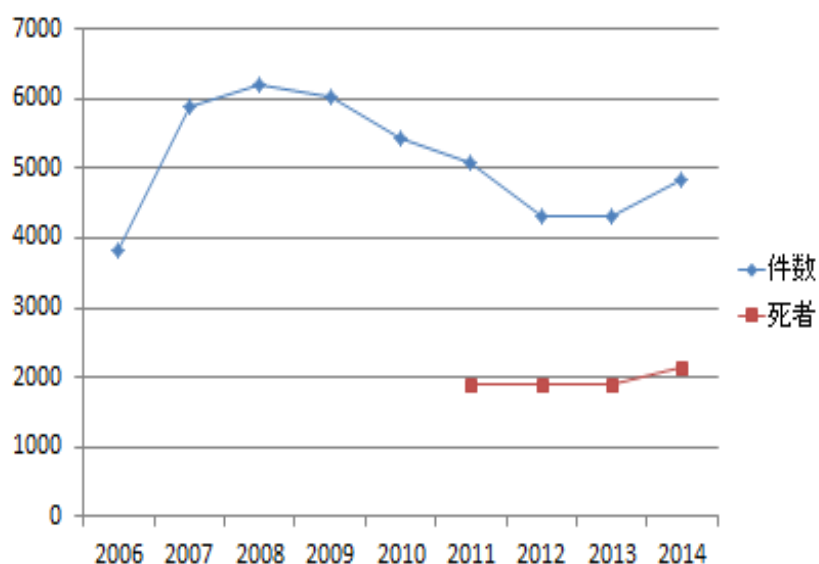
「自分の身は自分で守る。」をモットーにカンボジアライフを楽しく、良い思い出をつくるため、安全情報を提供させていただきます。

1 カンボジア国内における昨年の交通事故による死者数は 2,148人 で、2011年1,893人、2012年1,894件、2013年1,901人と過去4年間において、年々増加をしています。

日本国内における2014年中の交通事故による死者数は 4,113人 で、人口当たりの交通事故死者数は、日本では 30,856人に1人 であるのに対し、カンボジアでは 6,844人に1人 と、死亡事故発生率は日本の 4.51倍 に上ります。

交通事故形態	2014年	2013年	増減
交通事故発生件数（件）	4,840	4,322	+518件(+12%)
交通事故死者数（人）	2,148	1,901	+247人(+13%)

交通事故発生件数



- 2 2014年中、交通死者事故が多く発生した地域は、①プノンペン都 241人、②カンダル州 166人、③コンポンチャム州 165人、④バンティアイミエンチャイ州 129人、⑤プレイベン州 127人でした。
- 3 警察によりますと、交通事故の主な原因としては、スピード違反、飲酒運転、無免許による未熟運転、無謀運転、不注意運転等が挙げられており、死亡事故の90パーセント以上がオートバイ乗車時の事故で、死因の大多数がヘルメット未装着による脳挫傷とのことであり、又、殆どの方が交通事故保険に加入していないため、交通事故発生時の相手方の補償は期待出来ません。
- 4 2015年1月9日に改正道路交通法が施行され、以下のとおり罰則が強化されました。
- 自動二輪車の後部座席に大人1人及び子供1人を乗せることができる。
3歳以上の子供と運転手と乗客はヘルメットを被らなければならない。
※ ヘルメット着用義務違反
5,000リエル（運転者）、3,000リエル（同乗者）
 - 運転手は、違反を犯した場合刑事責任を有し、管理人又はオーナーは、民事的責任を有する。
 - 無免許又は免許証を没収された状態で自動車を運転した者は6日間～1ヶ月間の拘留又は100,000～800,000リエルの罰金に処する。
(改正前：25,000～200,000リエルの罰金)
 - 酒酔い運転を行った者（呼気1リットル中アルコール濃度が0.40mg以上又は血液1リットルのアルコール濃度が0.80g以上）は、1ヶ月間～6ヶ月間の拘留又は800,000～4,000,000リエルの罰金に処する。
(改正前：6日間～6ヶ月間の拘留又は25,000～1,000,000リエルの罰金)
 - シートベルト着用義務違反
5,000リエル（運転者及び助手席のみ罰則）
 - 運転中における携帯電話通話禁止違反
3,000リエル（オートバイ）、5,000リエル（乗用車）
 - 最高速度制限
 - ・ 市街地：オートバイ及び三輪車は30km/h、四輪車は40km/h
 - ・ 市街地以外：90km/h（全ての車両）※ 速度違反の程度によって、3,000～6,000リエルの罰金（オートバイ）、5,000～12,000リエルの罰金（乗用車）が課される。

5 カンボジアは日本に比べて、交通法規に対する遵法意識が低く、無免許運転、ノーヘル運転、飲酒運転、定員外乗車運転等の交通違反が多いため、カンボジアに渡航・滞在される方は交通事故に逢わないよう、以下の点に注意して下さい。

(1) 歩行時

- 出来る限り歩道を歩く。又、幼児や子供と一緒に歩く場合は手を繋ぐ。
- 道路を横断する時は、信号機のある場所を横断する。信号機のない場所を横断する時は、車両が無いのを確認して横断する。又、手を大きく上げて、ジェスチャーにより、道路を横断することを車両に知らせる。

(2) 車両乗降車時

- 車両乗車時には必ずシートベルトを着装する。
- モトドップ（オートバイタクシー）は、事故が発生した場合に大怪我に繋がる可能性が高い為、利用しない。
- 車両乗車時は、歩道側（右側）から乗降車し、後方からオートバイが来ないのを確認した後にドアを開ける。又、子供を車両から乗降車させる際は、ドアの開閉は大人が行う。

(3) 車両運転時

- 車を運転する際はシートベルト、オートバイを運転する時は必ずヘルメットを着装する。
- 有効な運転免許証を携帯する。
- スピードを出しすぎない。又、交通法規を遵守する。
- 夜間の運転は控える。又、止むを得ず夜間に運転する場合は、交差点の信号機が点滅信号になっていることが多い（車両双方に安全確認の義務が生じる）為、交差点に進入する際は安全確認を怠らない。
- 飲酒運転は絶対にしない。
- 日頃から車両の手入れを怠らない。
- 事故にあった場合は、早急に保険会社又は警察に通報する。

(4) その他

- レンタルバイクは整備不良の状態であることが多く、事故に繋がる可能性があることから利用しない。
- カンボジアで車両を運転する場合は、必ず当地で運転できる運転免許証（カンボジア国内運転免許証、日本の国外運転免許証）を事前に取得する。又、交通事故保険に出来る限り加入する。
- ※ 日本の運転免許証を取得している方がカンボジア国内運転免許証を取得する為には、当館発行の自動車運転免許抜粋証明が必要です。

自動車運転免許抜粋証明発給に必要なもの

- ・ 有効な旅券
- ・ 有効な日本の運転免許証
- ・ 申請手数料 90,000 リエル（※90,000 リエルは 2015 年 3 月 31 日迄に申請した場合の料金で、2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日に申請した場合は 80,000 リエルになります。）

○ 海外旅行保険に加入する。

※ カンボジア国内の医療機関で対応出来ない大怪我を負ったり、重篤な病気に罹ったりした場合、近隣諸国や日本に医療搬送する必要があります。その際、数百万円の搬送費用が掛るケースもあることから、旅行者
在留者を問わず、「転ばぬ先の杖」として、緊急搬送をカバーした海外旅行保険に加入するように努めてください。

（昨年 12 月末には、地方の州において、ツーリストバスとトラックの衝突事故が発生し、ツーリストバスに乗っていた邦人女性が骨折の怪我を負い、プノンペン都内の病院において手術を受けましたが、海外旅行保険に加入していたため、その費用は保険が適用されました。）

～「自分の身は自分で守る」をモットーに交通事故防止に心掛け、カンボジアライフを楽しく過ごして下さい。～